

岩国市スポーツ賞賜金交付要綱を次のように定める。

令和4年7月15日

岩国市長 福田良彦

岩国市スポーツ賞賜金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のスポーツ推進及び競技者の継続的な競技力向上を図るため、オリンピック・パラリンピック及び世界選手権大会等（以下「世界大会」という。）に出場する選手に対し、予算の範囲内でスポーツ賞賜金（以下「賞賜金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付の対象となる者は、世界大会に個人又は団体の種別で出場する選手であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、出場種目を職業として行い、それによって生計を立てている者を除く。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に所在する事業所に勤務する者
- (3) 市内に所在する学校に在学する者（在学していた者を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

(交付対象となる大会)

第3条 交付の対象となる大会は、公益社団法人日本スポーツ協会に加盟する団体若しくは公益財団法人日本パラスポーツ協会が主催する全国大会を経て、又はこれらの法人から推薦を受けて出場する世界大会とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた世界大会については、交付対象とすることができる。

(賞賜金の額)

第4条 賞賜金の額は、1人当たり年額50,000円とする。

(交付申請)

第5条 賞賜金の交付を受けようとする者は、出場決定後、速やかに岩国市スポーツ賞賜金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 予選大会の要項及び成績又は選考結果が分かるもの
- (2) 出場する世界大会の要項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、賞賜金の交付を受けようとする者について、第2条及び第3条の内容を審査し、適当であると認めるときは、賞賜金を交付するものとする。

(結果報告)

第6条 前条第2項の規定により賞賜金の交付を受けた者は、世界大会終了後、速やかに岩国市スポーツ賞賜金結果報告書（様式第2号）に世界大会の成績等、出場したことが分かる書類を添えて提出するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(賞賜金の返還)

第7条 市長は、賞賜金の交付を受けた者が自己都合により世界大会に出場しなかったとき又は虚偽の申請で賞賜金の交付を受けたと認められるときは、賞賜金を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行し、同日以降に開催される世界大会から適用する。